

議案第20号

利根川栗橋流域水防事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、利根川栗橋流域水防事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分等に伴い、利根川栗橋流域水防事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

利根川栗橋流域水防事務組合同規約の一部を変更する規約

利根川栗橋流域水防事務組合同規約(昭和39年自治許第84号)の一部を次のように変更する。

別表第3久喜市の項中「南栗橋十二丁目」を「南栗橋十二丁目 伊坂北一丁目 伊坂北二丁目 伊坂中央一丁目 伊坂中央二丁目 伊坂南一丁目 伊坂南二丁目 伊坂南三丁目 松永一丁目」に、「鷺宮六丁目の一部」を「鷺宮六丁目の一部 西大輪一丁目 西大輪二丁目 西大輪三丁目 西大輪四丁目 西大輪五丁目」に改める。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。